

大 個 審 第 1 9 号

( 答 申 第 2 7 4 号 )

平 成 2 7 年 6 月 2 6 日

大 阪 府 知 事 様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会

会 長 角 松 生 史

社 会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 導 入 に 伴 う 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 の 改 正  
に つ い て ( 答 申 )

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 5 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 平 成 2 7 年 4 月  
7 日 付 け 情 公 第 1 0 3 9 号 に よ り 諮 問 が あ り ま し た 「 社 会 保 障 ・ 税 番 号 制  
度 導 入 に 伴 う 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 の 改 正 に つ い て 」 は 、 審 議 の 結 果 、  
次 の と お り 答 申 し ま す 。

## はじめに

社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であるとされている一方で、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の漏えい、個人番号の不正利用、国家による個人情報の一元管理といった懸念が指摘されている。

このため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）において、特定個人情報について一般的な個人情報よりも厳格な保護措置が規定されるなど、国民に対する安心・安全の確保が図られている。また、番号法は、地方公共団体に対して、特定個人情報の適正な取扱いの確保などの必要な措置を講ずるよう求めているところである。

本審議会においては、大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）が、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とすることを十分に踏まえた上で、番号法が求める特定個人情報の取扱いに係る必要な措置として、条例改正すべき事項について、議論を重ね、この答申をまとめたものである。

大阪府においては、この答申をもとに、速やかに条例改正に取り組み、かつ、必要な措置を講じられるよう望むものである。

## 1 定義

特定個人情報及び情報提供等の記録については、番号法の定義規定に合わせて、条例改正を行うことが適当である。

(説明)

- 特定個人情報については、番号法第2条第8項に、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報と定義されており、また、情報提供等の記録は、番号法第23条において、情報照会者及び情報提供者は情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録された特定個人情報と定義されている。

本条例においても、番号法の定義規定に合わせて条例改正を行うことが適当である。

- 番号法に定義される特定個人情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項により、生存する個人に関する情報に限られている。一方、条例第2条第1号において、死者に関する情報については、不適正な取扱いによって死者の名誉を傷つけたり、その相続人等生存者の権利利益を侵害したりするおそれがあることから、個人情報に含まれるものとして、その保護が図られている。

このため、死者に関する個人番号をその内容に含む個人情報については、条例第2条第1号により保護が図られることになることから、条例改正の必要はないと判断される。

- 個人情報保護法第2条第1項に規定される個人情報は、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とされている。一方、条例第2条第1号に規定される個人情報は、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とされ、容易性に関する規定はない。しかし、条例解釈運用基準において「氏名等により特定の個人であることが明らかに識別できるものはもとより、当該情報のみでは識別されないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものが含まれる。」と解され、運用されている。

このため、当該部分に関して、条例と番号法との定義の範囲に差異はないことから、条例改正の必要はないと判断される。

## 2 収集の制限

個人情報の収集について、本人収集の原則及びセンシティブ情報収集の原則禁止が条例に規定されているが、いずれも法令又は条例の規定に基づくときは適用除外とされているため、番号法第 20 条における収集は適用除外の対象になる。しかし、特定個人情報にあっても、本来これら原則が適用されるべきものであり、当該適用除外規定はあくまで例外措置であることを明確にする必要があることから、その点を明確にする形で条文を整備することが適当と判断される。

### (説明)

- 特定個人情報の収集については、番号法第 20 条において同法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き禁じられている。同号において収集される情報には、本人以外から収集される情報、また、センシティブ情報も含まれており、条例第 7 条第 3 項（本人収集の原則）及び第 5 項（センシティブ情報収集の原則禁止）との関係を整理する必要があるが、番号法第 20 条における収集は、条例で適用除外とされる法令又は条例の規定に基づくときに該当する。

本人収集の原則は、個人の権利利益の侵害を防ぐことを目的としているものであり、また、センシティブ情報は、その情報の取扱いが不適正である場合には、個人の権利利益の侵害のおそれが大きいため、原則としてその収集が禁止されているものである。

いずれも、本条例の目的である個人の権利利益の保護を体現するものであり、特定個人情報を含む個人情報の収集にあっても、本来これら原則が適用され、番号法第 20 条に基づく適用除外はあくまで例外措置である。この点を明確にする形で条文を整備することが適当と判断される。

### 3 番号法第 29 条及び第 30 条に規定される行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の特例に対応する条項

#### （１）利用及び提供の制限

- ア 特定個人情報の目的外利用について、番号法に合わせて、条例改正を行うことが適当である。
- イ 特定個人情報の提供の制限について、番号法を直接適用するよう、条例において、提供の制限の対象となる個人情報から特定個人情報を除くことが適当である。
- ウ 情報提供等の記録に係る措置要求について、番号法に合わせて、適用除外とすることが適当である。
- エ オンライン結合を用いた個人情報の提供の制限について、特定個人情報は番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合に情報提供ネットワークシステムを通じて提供されることから、適用除外とすることが適当である。

#### （説明）

ア 情報提供等の記録を除く特定個人情報の目的外利用については、番号法第 29 条第 1 項の行政機関個人情報保護法の読み替え規定において、「個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」以外は禁じられており、これに合わせて、条例改正を行うことが適当である。

また、情報提供等の記録については、個人の生命等の保護のために必要な場合が想定されないことから、番号法第 30 条第 1 項の行政機関個人情報保護法の読み替え規定において目的外利用を禁じられており、これに合わせて、条例改正を行うことが適当である。

イ 個人情報の提供について、条例第 8 条において、同条各号のいずれかに該当するときは除き、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないとされ、目的外提供を禁止している。一方で、特定個人情報の提供については、番号法第 19 条において、同条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の取扱事務の目的の内外を問わず、禁止されており、条例に定める個人情報の取扱いと相違がある。

また、特定個人情報の提供の制限の対象は、番号法第 19 条において、「何人も」とされ、地方公共団体を含むとされている。

これらを踏まえると、特定個人情報の提供の制限については、番号法を直接適用するよう、条例において、提供の制限の対象となる個人情報から特定個人情報を除くことが適当である。

ウ 情報提供等の記録に係る措置要求については、情報提供等の記録は情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであることから、番号法第30条第1項の行政機関個人情報保護法の読み替え規定により適用除外とされており、これに合わせて、条例においても適用除外とすることが適当である。

エ オンライン結合を用いた個人情報の提供については、条例第8条第3項において、本審議会の意見を聴いた上、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認める場合を除き、禁止されている。一方で、特定個人情報の提供は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合に、情報提供ネットワークシステムを通じて行われることとされていることから、条例の適用除外とすることが適当である。

## (2) 開示、訂正及び利用停止請求

- ア 特定個人情報の開示、訂正及び利用停止請求について、番号法に合わせて、任意代理人の請求を認めるよう条例改正を行うことが適当である。
- なお、任意代理人からの請求を受けるに当たり、任意代理人に係る本人確認の具体的な取扱い等について、大阪府個人情報保護条例施行規則等において定める際に、その内容について、本審議会へ報告を行うこと。
- イ 特定個人情報に係る開示請求を行う本人と任意代理人との間において、利益相反関係が認められる場合には、任意代理人による開示請求を認めないものとするのが適当である。
- ウ 特定個人情報の開示請求について、番号法に合わせて、他法令等により開示請求ができる場合にあっても条例による開示請求ができるようにすることが適当である。
- エ 情報提供等の記録の開示及び訂正請求に係る事案の移送について、番号法に合わせて、適用除外とすることが適当である。
- オ 実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正を行った場合について、番号法に合わせて、必要があると認めるときは、情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣及び情報提供者又は情報照会者（訂正決定をした実施機関以外のものに限る。）に通知するものとするのが適当である。
- カ 特定個人情報の利用停止請求について、番号法に合わせて、特定個人情報が違法に収集・保管されているとき及び違法に作成された特定個人情報ファイルに記録されているときには、特定個人情報の利用の停止又は消去ができること、また、特定個人情報が違法に提供されているときには提供の停止ができることとするのが適当である。
- キ 情報提供等の記録の利用停止請求について、番号法に合わせて、適用除外とすることが適当である。

### (説明)

ア 情報提供ネットワークシステムの導入に伴い特定個人情報の不正な提供等がなされるのではないかとの国民の懸念に対応するため、政府は、情報提供等の記録等をパソコン等で確認できる情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を整備することとしているが、インターネット接続が困難で、書面請求も困難な者についても開示請求権を行使できることとするなどの理由から、番号法により特定個人情報の開示請求等について任意代理を認めることとしている。そのため、これに合わせて、条例においても、任意代理人の請求を認めるよう改正を行うことが適当である。

なお、任意代理人からの請求を受けるに当たり、請求者本人の権利利益の保

護を図るため、任意代理人に関して厳格な本人確認等が必要であることから、その具体的な取扱い等を大阪府個人情報保護条例施行規則等に定める際に、本審議会に報告を行うよう求めることとしたものである。

イ 条例において、本人と法定代理人との間に利益相反関係が認められる場合、開示請求をすることができないこととされているが、特定個人情報に係る開示請求を行う本人と任意代理人の間においても、利益相反関係が認められる場合が想定され、そのような場合にあっては、任意代理人による開示請求を認めないとするのが適当である。

ウからキまでに掲げる特定個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の取扱いについても、番号法に合わせて、必要な条例改正を行うことが適当である。

#### 4 是正の申出

特定個人情報の取扱いが条例の規定に違反して不適正である場合には、これまでの個人情報の取扱いと同様に、是正を求める機会を認めることが適当である。また、この場合、任意代理人の申出を認めることが適当である。

(説明)

- 是正の申出制度については、自己の個人情報の取扱いが、条例の規定に違反して不適正であると認めるときに、実施機関に対して是正の申出ができることとされたものであり、利用停止請求制度が個人情報の取扱いの全てを対象とするものでないことから定められているものであるが、特定個人情報にあっても、不適正な取扱いが行われている場合には、この取扱いと同様に、是正を求める機会を認めることが適当である。

また、特定個人情報に係る開示請求、訂正請求及び利用停止請求において任意代理人の請求が認められることに鑑み、是正の申出についても、任意代理人の申出を認めることが適当である。

## 5 費用負担

特定個人情報の開示請求に係る費用負担について、開示文書の写しの交付に係る実費相当額の負担を求めることが適当である。また、その実費相当額に係る減額又は免除の規定を設ける必要はないと判断される。

(説明)

- 国の行政機関等においては、行政機関個人情報保護法第 26 条において、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならないとし、個人情報開示請求に係る費用負担として、受付事務費用等として開示手数料（行政文書 1 件当たり 300 円。閲覧又は非開示決定の場合も徴収）を求めており、特定個人情報の開示請求についても同様に開示手数料を求めるとしている。また、特定個人情報の開示手数料については、経済的事情によらず、自らの特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要であるとの考えから、番号法第 29 条第 1 項及び番号法第 30 条第 1 項による行政機関個人情報保護法の読み替え規定により、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより減額し、又は免除することができることと定めており、番号法施行令により手数料を免除することができることと定めている。

大阪府における費用負担については、個人情報の開示請求権が個人の権利利益の保護を図り基本的人権の擁護に資するものであり、他の行政事務と同じく公費で賄われるべきものと考えられることから、開示手数料は求めている。ただし、閲覧可能な文書の写しの交付については、受益と負担の適正を確保する観点から、請求権行使の制限とならない実費相当額（例えば、単色刷り 1 枚当たり 10 円）の負担を求めているところである。特定個人情報の開示請求についても、同様の考えから、開示手数料を求めず、開示文書の写しの交付の実費相当額の負担を求めることが適当である。

また、開示文書の閲覧は無料であること、特定個人情報に係る開示文書が少量・少額となることが見込まれる中で開示請求者に対して経済的困難その他特別の理由を証明する書類の準備等のための負担を求めることとなることから、実費相当額に係る減額又は免除の規定を設ける必要はないと判断される。